

36 流木被害の防止対策について

本市では、これまでも大雨が降るたびに、流木が神通川の河口部や海岸に流れ着く被害が発生しております。

流木対策は、神通川のように上流域が県境を越えて広がっている場合、下流の自治体が個別に取り組むだけでは十分な効果が期待できないことから、国や県を含めた川上から川下までの流域全体の行政と住民、関係機関が一体となり、対策に取り組むことが大変重要であります。

つきましては、河床の安定と緑の回復を図るとともに、流木の捕捉効果の高い砂防堰堤の整備やダム貯留池での流木の撤去など、神通川水系砂防事務所をはじめとする国やダム管理者等の関係機関が一体となった流木被害の防止対策について格段の配慮をお願いします。

